春採湖調查会設置要領

(設置目的)

1. 春採湖及びその周辺(以下「春採湖等」という。)の水質及び自然環境の保全に資するため、春採湖調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(調査会の実施事項)

- 2. 調査会においては、次の事項を実施する。
 - (1) 春採湖等の水質等自然環境に関する専門分野からの分析
 - (2) 春採湖レポートの編集及び発行
 - (3) 春採湖の環境保全に係る計画及び事業等への提言・助言

(調査会の構成)

- 3. 調査会は、春採湖等を研究対象としている地元の自然科学分野の専門家を もって構成する。
- 4. 調査会には、春採湖等に係る知見を有する顧問及び関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。

(代 表)

5. 調査会に代表を置き、調査員の中から互選によって決定する。

(例 会)

- 6. 調査会は、1の設置目的を達成するために、例会を開催する。
- 7. 例会は代表又は環境保全課長が招集し、議事運営にあたる。

(庶 務)

8. 調査会の庶務は、釧路市市民環境部環境保全課において行う。

(その他)

9. その他、調査会の運営に関し必要な事項は、代表又は環境保全課長が例会に諮って定める。

附則

- この要領は、平成8年5月8日から施行する。
- この要領は、平成10年5月21日から施行する。
- この要領は、平成19年3月30日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。